

◆特定建設作業に伴って発生する振動に関する指定地域

区分	地域
第1号区分	ア 第1種区域 イ 第2種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートル区域内
第2号区分	第2種区域のうち上記以外の区域

(備考)

1. 表中の区域は、次の都市計画法第8条第1項第一号の規定により定められた用途地域をいう。

第1種区域 第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域

第2種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域(一部地域を除く)

◆特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

基準	振動の大きさ	作業ができない時間(夜間)		1日における作業時間		同一場所における作業時間	日曜日、休日における作業
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
	特定建設作業の場所の敷地の境界線において、75デシベルを超える大きさのものをでないこと。	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続して6日を超えないこと	禁止
適用除外	作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。	A B C D E		A B		A B	A B C D E F

(備考)

1. 振動の大きさは、特定建設作業の場所の敷地の境界線における許容限度をいう。

2. 表中のA～Fは次の場合をいう。

A 災害その他非常の事態のため緊急に行う必要がある場合

B 人の生命又は身体に対する危険の防止のため行う必要がある場合

C 鉄道又は軌道の正常な運行確保のため行う必要がある場合

D 道路法第34条(道路の占用許可)、第35条(協議)による場合

E 道路交通法第77条第3項(道路の使用許可)、第80条第1項(協議)による場合

F 電気事業法施行規則第1条第2項第1号の変電所の変更の工事で特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全の確保のための電気工作物の機能を停止して、日曜日、休日に行う必要がある場合